

千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例の概要

総則的規定（第1条～第9条）

○ 目的

不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、もって不登校児童生徒の将来の社会的自立に資する

○ 基本理念

- ・ 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の円滑な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図る
- ・ 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が再び登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指す
- ・ 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援する
- ・ 県、市町村、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等その他の関係者が相互に密接に連携する

○ 県の責務、関係者（市町村、学校、フリースクール等、県民）の役割、財政上の措置等

基本方針（第10条）

○ 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するため、次の基本方針を定める

- ・ 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項
- ・ 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項
- ・ その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

○ 県は、基本方針を策定・変更するときは、あらかじめ、千葉県不登校児童生徒連絡協議会における協議を行う

県の施策（第11条～第15条）

○ 情報の提供等

○ 相談体制の整備

○ 学校以外の場における学習活動等の状況の継続的な把握

○ 県民の理解の促進

○ 千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会

- ・ 県は、県教委、市町村教委、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等、学識経験者その他の関係者により構成される連絡協議会を置く
- ・ 連絡協議会は、不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する施策を円滑に実施するための連絡及び協議を行う